

## 県立高等学校生徒の自死事案に関する控訴審判決後の対応について

令和2年7月14日、福岡高等裁判所にて行われた平成25年8月発生県立高校生の自死事案における損害賠償請求控訴事件判決において、熊本地方裁判所における一審から御遺族が提訴していた学校の安全配慮義務違反と自死との相当因果関係（主位的請求）についてはすべて否定されましたが、二審（控訴審）から追加で請求が行われた学校の安全配慮義務違反による生前の精神的苦痛（予備的請求）に対して、一部請求が認められ、県が一部敗訴しました。

今後の対応としては、御遺族の思いなどを総合的に勘案して「上告しない」という判断に至りました。

### 1 事案の概要

平成25年8月、県立高等学校に在籍する生徒（当時1年生）が、学校の寮から帰省した後、自宅にて自死した。

### 2 裁判の経緯

#### （1）一審（熊本地裁）

- ① 平成28年7月、御遺族が、自死といじめには因果関係があるとして、いじめを行った当時の寮生に対して損害賠償請求を行うとともに、県に対しても学校の安全配慮義務違反と自死の間に因果関係があるとして損害賠償請求を行った。
- ② 令和元年5月、熊本地裁は学校に一部安全配慮義務違反があったとしながらも、自死との因果関係を肯定することはできないとして県への損害賠償請求を棄却した。  
なお、いじめを行った寮生については、一部損害賠償（11万円）を認めた。（一審で確定）

#### （2）二審（福岡高裁）

- ① 令和元年5月、県への損害賠償請求を棄却した一審判決を不服として御遺族が控訴。（主位的請求）  
また、仮に安全配慮義務違反と自死との間に因果関係が認められないとしても、安全配慮義務違反による生前の苦痛に対する慰謝料等が発生するとして、損害賠償請求を追加した。（予備的請求）
- ② 令和2年7月、福岡高裁は一審同様に学校の安全配慮義務違反と自死の間に因果関係が認められないとして控訴を棄却した。  
しかし、当時のいじめに対する学校の対応には安全配慮義務違反があったとして、予備的請求の一部を認める判決を行った。（請求額1,100万円に対して220万円（うち弁護士費用20万円））

### 3 今後の再発防止への対応

今回の判決等を踏まえ、以下についてより一層の対応を行い、県教育委員会と各学校が一丸となって全力で再発防止にあたる。

#### (1) 管理職を中心とした組織的対応の徹底

現在、県教育委員会ではいじめ防止対策審議会に諮問し、「県いじめ防止基本方針」の改訂を進めている。その中でいじめの早期発見や未然防止に向けた対応に加え、情報をいち早く共有し組織的な対応につなげるため、情報を一元化して集約する担当者を置くことなどの検討を行い、組織的な対応力を高める取組を実践する。

また、実効的ないじめの問題解決につなげるため、日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び弁護士や医師等の外部専門家と一層の連携を図る。

そのうえで、いじめが発生した際には最優先課題と位置づけ、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢で、管理職が中心となりいじめ事案の解消を図る。

#### (2) 教職員のいじめに対する理解や対応力の更なる向上

いじめはどの学校でも、どの子供にも起こりうることを再度確認し、いじめについての理解を深めるとともに、具体的対応や指導上の留意点等についての共通理解を図る。

また、いじめを見抜く教職員の感性を高めるよう、校内研修や県教委による研修等を一層充実させる。

#### (3) 生徒等に対する心の教育や情報モラル教育の一層の推進

「SOSの出し方に関する教育」や「ストレス対処教育」を充実させ、生徒間におけるストレスを低下させる取組を行うとともに、学校及び学級全体でいじめに向かわせない雰囲気や土壌を醸成する取組を実施する。また、情報モラル教育については機会を捉えて実施し、言語環境の改善と併せて家庭とも連携した指導を充実させる。

#### (4) 寮における適切な指導の徹底

寮における生活や人間関係でストレスを抱えていないか等について、スクールカウンセラーや教職員による面談等を実施し、寮生の状況を適宜把握しながら対応を図るとともに、寮（寄宿舎）を有する県立学校長会を開催し、寮の管理運営について協議を行うなどして、適切な運営に努める。

#### 【問合せ先】

学校安全・安心推進課

いじめ防止推進班

担当：重岡（課長）、坂本（審議員）

TEL：096-333-2720（内線）6791

FAX：096-384-1563

県立高等学校生徒の自死に係る二審判決を受けての  
教育長コメント

令和2年7月21日（火）

- 平成25年8月に発生した県立高等学校生徒の自死事案に関する控訴審判決が、7月14日（火）、福岡高等裁判所で言い渡されました。
- 未来ある生徒が、自らその尊い命を絶ってしまうことは、非常に痛ましく、深い悲しみの念に堪えません。改めて、心から哀悼の意を表します。
- 今回の判決では、学校の安全配慮義務違反と自死との相当因果関係についてはすべて否定されましたが、一部、学校の安全配慮義務違反による生前の精神的苦痛に対して、損害賠償が命じられました。
- 県教育委員会としては、今回の判決は、学校組織としての対応の在り方が問われたものと受け止めています。
- 現在、県教育委員会では、いじめ防止対策審議会に御意見を賜りながら「県いじめ防止基本方針」の改訂を進めており、その中で、いじめの早期発見や未然防止に向けた対応に加え、情報をいち早く共有し組織的な対応につなげるため、情報を一元化して集約する担当者を置くことなどを検討しているところです。
- 県教育委員会としては、今後、更に、教職員のいじめを見抜く感性を高め、いじめを許さない学校・学級づくりを推進するとともに、いじめに対する組織的な対応等を徹底することで、安心・安全な教育環境の整備に取り組んでまいります。